

滋賀県ハンドボール協会規約

第1章 名称および事務局

第1条 本協会は滋賀県ハンドボール協会（以下「本会」）と称する。

第2条 本会の事務局を理事長所在地におく。但し必要であれば他におくことができる。事務局には事務局長・事務局員をおくことができる。

第2章 目的および事業

第3条 本会はハンドボールの健全な普及発展をはかり、体力の向上、スポーツ精神を涵養することを目的とする。

第4条 本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種競技会を開催すること。
- (2) 各研究会・講習会を開催すること。
- (3) 各競技大会に参加する代表チームの決定・派遣を行う。
- (4) 競技に関する調査研究および情報の収集。
- (5) 資料記録の収集および保存。
- (6) その他本会の目的遂行に必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本会に登録した社会人・大学生、高体連・中体連専門部、小学生チームおよび本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

第6条 (公財)日本ハンドボール協会・(公財)滋賀県体育協会および近畿ハンドボール協会に加盟する。

第7条 本会に登録するときは、必要書類を提出のうえ、理事会の承認を得なければならない。

第4章 役 員

第8条 本会は次の役員をおく。

会 長	1 名	理 事	若干名	顧 問	若干名
副会長	若干名	常任理事	若干名	参 与	若干名
理事長	1 名	評議員	加盟チーム1名		
副理事長	若干名	監 事	2 名		

第9条 会長、副会長は総会（評議員会）において推挙する。会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 評議員は加盟チームの代表をあて、本会の重要事項を審議し決定する。

第11条 理事は総会で選出し、会長これを委嘱する。理事は理事会を構成し、本会事業の執行にあたる。

第12条 理事長は理事の互選とし、会長を補佐し会務を執行する。

副理事長は理事の互選とし、理事長を補佐する。

常任理事は理事の中より会長これを委嘱し、本会の常務を処理する。

第13条 監事は総会の推薦により、会長これを委嘱し、当会計を監査する。

第14条 事務局長・事務局員は庶務会計を司る。事務局長および事務局員は会長が委嘱する。

第15条 役員任期は2ケ年とする。但し、再任は妨げない。補欠によって就任した役員任期は前任者の残期とする。

第16条 顧問・参与は総会の推薦により、会長がこれを推挙し、本会の諮問に応じる。

第5章 会 議

第17条 総会は、会長これを招集し、その議長を務め、次の事項を決定する。

- (1) 予算・決算ならびに事業計画に関する件
- (2) 役員の変更に関する件
- (3) 規約の改正に関する件
- (4) その他、会長必要と認めた事項

2 総会は出席者の過半数で議決する。

3 理事会は、会長これを招集し、その議長を務め、次の事項を司る。

- (1) 事業の執行に関する件
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他、会長・理事長の必要と認めた事項

4 常任理事会は本会の主要事項を立案し、会務を処理する。

5 事務局会議は理事長これを招集し、会議の円滑な執行について協議する。

第6章 専門委員会

第18条 本会の目的達成および事業の円滑執行を図るため専門委員会（以下「委員会」）を設ける。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 強化委員会

第19条 委員会の委員は理事会の推挙による。

第20条 委員会の委員長は理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。

第7章 賞 罰

第21条 本会の規約・通達事項に反する行為があった登録チーム・役員に対し、理事会の議決により処分を行う。

第8章 会 計

第22条 本会の経費は登録費・補助金・寄付金その他をもってこれにあてる。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補 則

第24条 本会の規約は総会出席者の3分の2以上の賛成者があれば、改正することができる。

第25条 本会は必要に応じて全国のおよび地域的団体に事業ならびに事務を管理する。

附 則

本規約は昭和24（1949）年4月1日から施行する。

附 則 昭和38（1963）年3月10日改正

附 則 昭和58（1983）年4月1日改正

附 則 平成29（2017）年4月1日改正

附 則 平成31（2019）年4月1日改正